

# 自然公園等事業の事業評価実施要領

平成24年12月20日  
環境省自然環境局  
自然環境整備担当参事官室



# 自然公園等事業の事業評価実施要領

## 第1 目的

本要領は、環境省の所管する自然公園等事業費について、事業評価を総合的かつ客観的に実施することにより、事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## 第2 事業評価の対象と実施主体

### 1 対象とする事業の種類

財政法（昭和22年法律第34号）第4条第1項に規定する公共事業費に係る事業であって、環境省の所管する自然公園等事業費のうち、国立公園等整備費に係る事業とする。

### 2 対象とする事業の単位

原則として、国立公園等整備事業事務取扱要領第6に基づき作成する直轄整備中期計画（以下「中期計画」という。）に計上された事業を一括して評価単位とする。また、中期計画の目的、特性等に応じて、管理計画区等の区域における事業又は特定の目的のための事業計画に基づく事業を評価単位とすることができる。なお、中期計画に代わる計画がある地域についてはその地域における事業を、国民公園等に係る事業については個々の事業を評価単位とすることができる。

### 3 対象とする事業の範囲

対象とする事業の範囲は、評価単位の事業費が1億円以上の全ての事業とする。ただし、災害復旧に係る事業は除くものとする。

### 4 対象とする事業費

対象とする事業費は、以下の費用とする。

- (1) 用地費及補償費
- (2) 測量設計費
- (3) 工事費

### 5 評価の実施主体

評価の実施主体は、国立公園等整備事業にあつては地方環境事務所（釧路、長野又は那覇自然環境事務所の所管する区域にあつては、それぞれ、釧路、長野又は那覇自然環境事務所。以下「地方環境事務所」という。）とし、国民公園等整備事業にあつては環境省自然環境局総務課（以下「総務課」という。）及び国民公園等管理事務所（以下「管理事務所」という。）とする。

## 第3 新規採択時評価に係る事項

### 1 新規採択時評価を実施する事業

新規採択時評価を実施する事業は、新たに事業費を予算化しようとする事業とする。

## 2 新規採択時評価を実施する時期

- (1) 新規採択時評価を実施する時期は、原則として当該予算に係る年度の前年度末までとする。ただし、補正予算等により年度途中で事業を実施する場合は、当該年度に評価を実施する。
- (2) 新規採択時評価には、評価を実施する時点で得られる最新の数値を使用する。

## 3 新規採択時評価の視点

新規採択時評価を実施する際の視点は、以下のとおりとする。

- (1) 事業実施に向けた要件
  - ① 事業の必要性
  - ② 事業の採択要件
  - ③ 事業の計画上の位置づけ
  - ④ 自然・地球環境への配慮
  - ⑤ 事業の効率性
- (2) 事業の有効性等
  - ① 事業の有効性
  - ② 事業実施の環境等

## 第4 再評価に係る事項

### 1 再評価を実施する事業

再評価を実施する事業は以下のとおりとする。

- (1) 事業費の予算化（以下「事業採択」という。）の後、3年間が経過した時点で用地買収手続き又は工事のいずれにも着手する見込みのない事業（以下「未着工の事業」という。）
- (2) 事業採択後5年間が経過した時点で継続が見込まれる事業（一部供用されている事業を含む。）
- (3) 再評価実施後3年間が経過した時点で継続が見込まれる事業（一部供用されている事業を含む。）又は未着工の事業
- (4) 社会経済情勢の急激な変化、技術革新、新たな種別の整備の実施等により、事業費が2割を超えて増減し、再評価の必要性が生じた事業

### 2 再評価を実施する時期

- (1) 再評価を実施する時期は以下のとおりとする。
  - ① 1の(1)に該当する事業にあつては、事業採択後3年目の年度末までに実施する。
  - ② 1の(2)に該当する事業にあつては、事業採択後5年目の年度末までに実施する。
  - ③ 1の(3)に該当する事業にあつては、再評価実施時から3年目の年度末までに実施する。
  - ④ 1の(4)に該当する事業にあつては、評価の実施主体が、評価の実施を必要と判断した時点において、随時実施する。
- (2) 再評価には、評価を実施する時点で得られる最新の数値を使用する。

### 3 再評価の視点

再評価を実施する際の視点は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の必要性等
  - ① 事業を巡る社会経済情勢等の変化
  - ② 事業の投資効果の変化
- (2) 事業の進捗の見込み
- (3) コスト縮減や代替案立案等の可能性

## 第5 事後評価に係る事項

### 1 事後評価を実施する事業

事後評価を実施する事業は、新規採択時評価した事業に係る施設の整備が完了した後5年目となる事業とする。

### 2 事後評価を実施する時期

- (1) 事後評価を実施する時期は、事業完了後5年目の年度末までとする。
- (2) 事後評価には、評価を実施する時点で得られる最新の数値を使用する。

### 3 事後評価の視点

事後評価を実施する際の視点は、以下のとおりとする。

- (1) 事業の実績の確認
  - ① 事業実施による状況の変化
  - ② 事業の効果の発現状況
  - ③ 整備の際の取り組みの実施状況
  - ④ 費用便益分析の算定基礎となった要因の変化
- (2) 事業評価等の必要性
  - ① 今後の事後評価の必要性
  - ② 改善措置の必要性

## 第6 評価の流れ及び結果等の公表

### 1 評価の流れ

評価は、次の各号に掲げる種類の事業について、それぞれ当該各号に定めるところにより実施するものとする。

#### (1) 国立公園等整備事業

地方環境事務所は、評価を実施するに当たって必要となるデータ収集・整理等を行い、評価を実施するために必要な資料（以下「評価資料」という。）を作成するとともに、対応方針を決定する。

評価資料及び対応方針は、環境省自然環境局自然環境整備担当参事官室（以下「参事官室」という。）に提出する。

#### (2) 国民公園等整備事業

管理事務所は、評価を実施するに当たって必要となるデータ収集・整理等を行い、評価資料を作成して、総務課に提出する。総務課は、管理事務所と協議しつつ、対応方針を決定する。

### 2 評価結果の公表

参事官室及び総務課は、評価資料及び対応方針を、新規採択時評価及び再評価

については年度予算の支出負担行為実施計画が承認された後に、事後評価については事後評価を実施した後速やかに、環境省本省（以下「本省」という。）において閲覧等により公表する。

### 3 評価資料等の保存

評価資料等は、以下のとおり事後評価を実施した年度の年度末から10年間保存する。

(1) 参事官室及び総務課は、評価資料及び対応方針を保存する。

(2) 地方環境事務所及び管理事務所は、評価を行うにあたって収集・整理等を行った資料、評価資料及び対応方針を保存する。

## 第7 評価の手法

### 1 評価手法の策定

本省は、評価手法を策定する。

### 2 評価手法の改善

本省は、評価の精度の向上を図るため、評価の実施の状況等を踏まえ、必要に応じ評価手法について検討を加え、その結果に基づいて必要な改善を行うものとする。

また、評価手法の改善に当たっては、学識経験者等第三者の意見を聞くものとする。

### 3 評価手法の公表

評価手法は、本省において公表する。

## 第8 施行期日

本要領は、平成24年12月20日から施行する。

なお、本要領の施行に伴い、「自然公園等事業の新規採択時評価実施要領（平成18年1月19日付環自整発第060119002号）」、「自然公園等事業の再評価実施要領（平成20年2月8日付環自総第080208001号）」、「自然公園等事業の事後評価実施要領（平成20年2月22日付環自総第080222002号）」、「自然公園等事業の新規採択時評価実施要領細目（平成20年1月31日付環自整発第080131002号）」、「自然公園等事業の再評価実施要領細目（平成20年2月8日付環自総第080208002号）」及び「自然公園等事業の事後評価実施要領細目（平成20年2月22日付環自総発第080222003号）」（以下「旧要領等」という。）は廃止する。

ただし、自然環境整備交付金に係る事業で、これらの旧要領等に基づき新規採択時評価を実施した事業については、旧要領等に基づき、事後評価を行うものとする。